年頭所感

変化の時代に、人が育む希望を

全日本私立幼稚園連合会　会長　**尾　上　正　史**

新しい年を迎え、皆さまに心よりお慶び申し上げます。

2026 年、世界はかつてないスピードで変化を続けています。AI やデジタル技術の進化、気候変動、少子化、国際社会の分断――。こうした変化の波の中で、私たちはいま一度「人が育てる」という行為の意味を見つめ直す時を迎えているのではないでしょうか。

AI の能力はこの一年で飛躍的に向上し、人間の知的営みの多くを模倣し、あるいは凌駕しはじめています。しかし、AI には決して代替できない領域があります。それは「人の心を感じ取る力」、そして「他者を思いやり、共に生きようとする力」です。教育、とりわけ幼児教育は、この“人間らしさ”を次代へ手渡す営みであり、どれほど社会が技術的に発展しても、その価値は失われることがありません。

全日本私立幼稚園連合会が掲げる「こどもがまんなか社会」の実現には、こうした教育の原点への回帰が不可欠です。幼児教育は、単に初等教育への準備段階ではなく、人が人として社会の中で生きるための最初の学びの場です。そこには、知識や技能では測れない「関係性の力」「感情の育ち」「つながりの知性」が息づいています。

保育者は、その日常の中で子ども一人ひとりの小さな成長を見つけ、喜び合い、支える専門家です。AI やシステムでは決して置き換えられない、社会の根幹を支える“人のインフラ”としての存在であると、私は考えています。

また、いま世界が分断や孤立の時代を迎える中で、幼児教育の現場には「対話」と「共感」を育む文化があります。子どもたちは互いに顔を見合わせ、声を交わし、手をつなぎながら他者との関係性を学んでいきます。そこには、“ともに生きること”の希望が確かに存在します。

私たち大人がこの姿に学び、社会のあり方そのものを見つめ直すことこそ、教育の未来につながる道ではないでしょうか。

本年も、全国の先生方がそれぞれの地域で子どもたちと向き合い、未来を信じて歩みを進めておられることに、心から敬意を表します。どんなに変化の激しい時代であっても、希望はいつも人の中にあります。

子どもたちの笑顔を守り、育ちの喜びを共有できる一年となることを願い、年頭のご挨拶といたします。

全ての子供に格差なく質の高い幼児教育を

文部科学大臣　**松　本　洋　平**

この度、文部科学大臣に就任いたしました松本洋平でございます。「私幼時報」の紙上をお借りして、就任の御挨拶を申し上げます。

幼稚園教育の振興につきましては、日頃より、全国の私立幼稚園関係の皆様方に多大なる御尽力をいただいているところであり、心から感謝申し上げます。

現在、我が国は、将来の予測が困難な激動の時代にあります。また、少子高齢化、国際情勢の変化やグローバル化の進展など、社会課題も山積しています。こうした中、文部科学省が担う教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術は、全ての政策の根底にある「人間の力」を育み、豊かな未来を創る根幹として重要な役割を果たします。文部科学大臣として、一人一人が未来に希望が持てる社会を形成していけるよう、文部科学行政を着実に前に進めてまいります。

その中でも、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、この時期に、質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要です。

文部科学省では、令和６年 10 月に、「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」において報告書を取りまとめました。この中では、全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすること等が必要であると提言されております。

令和７年 10 月には、幼稚園教育要領等の改訂に向けて、文部科学省の中央教育審議会における幼児教育ワーキンググループとこども家庭庁のこども家庭審議会における保育専門委員会が合同で開催され、専門的な議論が始まっています。また、中央教育審議会では、教師の今後の養成・採用・研修の在り方について検討を進めており、幼稚園教諭等については、幼児教育作業部会において議論を進めてまいります。

こうした議論も含め、文部科学省としては、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、幼保小の架け橋プログラムの更なる推進、幼稚園教諭等の職の魅力向上・発信、幼児教育に関する大規模縦断調査の実施、私学助成の充実など、幼児教育施策の推進に取り組み、子供の成長を「学び」の側面から支えていくため、引き続き尽力してまいります。

また、政府としても、「こども未来戦略」に基づき創設された「こども誰でも通園制度」の令和８年度からの本格実施に向けた検討や、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善などの取組を、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と密接に連携しながら進めてまいります。

幼稚園児全体の約９割の園児への公教育を担っている私立幼稚園は、日本の教育にとって大変大きな役割を担っています。幼稚園における教育を一層より良いものとするため、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の更なる御発展と、一層の御活躍を祈念申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

こどもの未来を共につくるために

内閣府特命担当大臣　**黄　川　田　仁　志**

この度、内閣府特命担当大臣を拝命し、こども政策を担当することとなりました、黄川田仁志でございます。

「私幼時報」の紙面をお借りして、就任のご挨拶を申し上げます。

まずは、日頃から、幼稚園、認定こども園において、こどもたちの育ちを支えるために御尽力されている皆様に、心より感謝申し上げます。

こども家庭庁は、創設して３年目を迎えますが、「こどもまんなか社会」を実現するための司令塔として、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」や、加速化プランを含む「こども未来戦略」を策定し、前例のない規模で、こども・子育て支援の抜本的な強化を着実に進めております。

私としても、前任の三原大臣が取り組んできたことをさらに加速するべく、常にこどもや若者の意見に耳を傾けながら、子育てに携わる方も含めた当事者の視点で、「こどもまんなか社会」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

こども施策の目指すところは、一人ひとりのこどもが幸せに暮らせる環境づくりです。こうした施策に支えられて育ったこどもたちは成長し、やがて、社会の担い手となります。こども世代、更には孫世代が育つことで、この社会、この国の、将来にわたる成長・発展にもつながるものと考えます。

このため、全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援を着実に実施していきます。具体的には、令和６年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、児童手当の拡充や、妊婦のための支援給付を着実に実施するとともに、０歳から２歳児までの約６割を占める保育所等を利用していないこどもに対する支援を行う「こども誰でも通園制度」の令和８年度からの本格実施や、これらの制度の支えとなる子ども・子育て支援金制度の開始に向けた準備を進めてまいります。

特に、「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とするものであり、ぜひ幼稚園や認定こども園の皆様にも積極的に参画していただけるよう、支援していきたいと考えています。

また、政府として策定した「はじめの100か月の育ちビジョン」においては、「こどもの誕生前から幼児期まで」を、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期としています。全てのこどもの育ちを支える上で、質の高い幼児期の教育を保障することは極めて大切です。

そのため、こども家庭庁としても、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の一層の整合性の確保や、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、人材確保などの取組を着実に進めてまいります。

このような、こども・子育てに関する政策を効果的に推進するためには、文部科学省をはじめとする関係省庁と政府一丸となって取り組むことはもちろんのこと、現場で活躍される皆様方と連携することが何より重要です。幼稚園や認定こども園が果たす役割は、益々重要になってくると考えています。今後とも、幼稚園、認定こども園において、こどもたちの育ちを支えるために御尽力されている皆様におかれましては、長年にわたって培われた御経験を活かしながら、引き続きお力添えを賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

最後に、全てのこどもの健やかな成長と皆様の益々のご発展・ご健勝を心よりお祈り申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

視点

子どもの心が育つ 魔法の言葉がけ「ペップトーク」

日本ペップトーク普及協会代表理事
岩 﨑 由 純

ペップトークのPEPは、元気、活気、活力などを意味する単語です。何かの略ではありません。これに「話す」という意味のTALKがついて、ペップトークになると、「激励演説」と訳されています。スポーツの世界では、試合前や試合中に、監督やコーチだけでなく、キャプテンやリーダーが選手をその気にさせるショートスピーチのことです。

2023年のWBC（ワールド･ベースボール･クラシック）で日本代表が世界一になりました。毎試合前に栗山監督からの素晴らしいペップトークが行われ、決勝戦当日の大谷翔平選手のペップトークはマスコミでも大きく取り上げられました。試合前、対戦相手アメリカのスーパースター、マイク・トラウト選手のサインボールをもらって喜んでいたチームメイトに対してまず「僕から一つだけ、憧れるのをやめましょう！」と切り出します。この台詞が、流行語大賞にノミネートされたので覚えておられる方も多いかも知れませんね。

その後、確かに相手チームには誰も知っているような超有名選手たちがいることを認めたうえで、「憧れてしまっては超えられない…」と理由を述べ、「僕らは超えるため、トップになるためにきた。」と目的を語り、「今日一日だけは、彼らへの憧れを捨てて、勝つことだけ考えていきましょう！」とみんなにして欲しいことを言って、「さあ、行こう！」と叫びました。その瞬間、選手だけでなく、その場にいたスタッフも全員が「シャー！」と盛り上がり、大きな拍手が沸き起こりました。

とっても短くて分かりやすく、前向きな言葉でみんなをその気にさせるショートスピーチは、スポーツ界だけでなく、教育や子育ての場面でも使えるのではないでしょうか？

一般的なペップトークは
① 事実の受け入れ
② とらえ方の変換
③ して欲しい変換
④ 背中のひと押し
の4ステップで構成されます。

例えば、発表会や試験の前で緊張している子どもに対して「①初めての発表会は緊張するよね」と事実を受け入れ、「②それはあなたが本気になっているからだよ」と、とらえ方を変換（換言）して「③今日までの練習とあなたの本気を信じて」として欲しい行動を言葉にして「④あなたならできると信じているよ！さあ、行こう！」と背中のひと押しをします。

スポーツで相手の方が圧倒的に強いときも、「①向こうが強いチームって分かってるよね」と事実を受け入れ「②だからこそ、自分たちの力を試すチャンスだよ」と、とらえ方を変えて「③今日までの練習を信じて、今ある力を出し切ろう」として欲しいことを前向きな言葉にして「④さあ、行こう！」と背中のひと押しをします。

大事なのは、②のとらえ方変換や、③のして欲しい変換は、前向きな表現で、子ども達にできること、またはできそうなことを言葉にする点です。ついつい禁止用語や、ダメ出しが多くなりがちな子育ての現場でも、「ものを壊さないで」とか「忘れ物しないで」と、して欲しくないことを言いがちですが、「ものは大切にしようね」とか「持ち物をちゃんと確認して準備しようね」と、して欲しいことを言葉にします。心理学では「ピンクの象をイメージしないで」というと、ピンクの象をイメージすることが例として挙げられています。「廊下で走らないで！」は、走っている姿をイメージするわけですから、「廊下は静かに歩きましょう！」と、して欲しい変換をします。

大谷翔平さんのペップトークも、対戦相手のサインボールをもらって喜んでいるチームメイトに「①憧れるのをやめましょう！」「②僕らは超えるため、トップになるためにきたので」「③勝つことだけ考えていきましょう！」「④さあ、行こう！」の4層構造になっています。これは注意する時のパターンとして応用できそうです。道路に飛び出しそうになったお子さんに「①飛び出さないで」と注意して「②車が来たら危ないでしょ」と理由を言って「③手を挙げて横断歩道を左右確認しながら渡ろうね」として欲しいことを言葉にして「④あなたならできると先生は知ってるよ」とアイ・メッセージで背中のひと押しをして差し上げたらどうでしょう。ペップトークの考え方が、幼児教育の現場でもお役に立てば幸甚です。

◈ ◈ ◈ ◈ ◈

プロフィール
岩﨑由純（いわさき・よしずみ）
日本体育大学を卒業後、ニューヨーク州にあるシラキューズ大学大学院で修士課程を取得。米国で公認アスレティック・トレーナーとなり、コロラドにある米国オリンピック・トレーニングセンターやNFLのフィラデルフィア・イーグルスなどで研修を積んで帰国。現NECレッドロケッツのアスレティック・トレーナーとして25年間活動。92年にはバルセロナ五輪でナショナルチームにも帯同。現在は、スポーツ、ビジネス、そして教育の世界でもペップトークの普及のため年間240回を超える講演をしている。

●～全日私幼連からのご報告～

令和２年に発覚した当連合会における横領事案により、加盟園の皆様には長年にわたり多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、大濱弁護士による調査を経て、刑事・民事両面での訴訟対応を進めてまいりましたが、このたび裁判も終結の見通しとなりましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、裁判内容の詳細につきましては、大濱弁護士作成の下記「事件総括」をご確認ください。

今回の不正は、連合会の財産が不適切に支出された極めて重大な事案であり、当連合会として重く受け止めております。本件を“個人の不正”として矮小化するのではなく、組織としての課題を明確にし、クラウド会計による会計処理の見える化、監査体制の強化等、再発防止策をすでに実施していることを併せてご報告いたします。

また、本件により叙勲申請手続きや文部科学省関係者をはじめ、各方面に多大なご迷惑をおかけしましたことにつきましても、会長として深くお詫び申し上げます。

今後は今回の事案を厳粛に受け止め、当連合会を一般社団法人化し、ガバナンスと透明性の一層の強化を図ってまいります。信頼回復に向け、役員・事務局一同、引き続き全力で取り組む所存でございます。

今回の教訓を確実に活かし、連合会運営をより透明で、加盟園の皆様に信頼いただけるものとすべく邁進してまいります。

末筆ながら、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和７年12月

全日本私立幼稚園連合会　会長　尾上　正史

事件総括

令和７年12月８日

第１　はじめに

全日本私立幼稚園連合会（以下、「連合会」）において発生した横領事件について、事件の調査、交渉、民事訴訟及び刑事告訴等を担当している弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所の代表弁護士の大濱正裕と申します。

この度、連合会元会長である香川氏に対する民事訴訟について東京高等裁判所判決（第２審判決）が下されたことを踏まえ、連合会の尾上会長より命を受け、裁判結果についてご報告申し上げるとともに、紙面をお借りして本件に事件当初から深く関わった第三者としての視点で事件総括をさせていただきます。

第２　民事訴訟について

まず、民事訴訟については、令和３年５月14日に、東京地方裁判所において、連合会元会長である香川敬氏を被告とする損害賠償請求訴訟を提起（以下、本訴請求）し、その後、被告に勝倉事務局長を

加えたほか、香川氏側から連合会に既に支払い済みの 1 億 5000 万円の返還請求の反訴請求（以下、反訴請求）がなされるに至っておりました。

以下、時系列に従ってご説明します。

1　第一審（以下、原審）における民事裁判の概要

原審において審理の回数は、約 20 回に及び証人・本人合計 4 名の尋問が行われました。また、被告香川敬氏の訴訟告知の申立てに対して、元副会長である田中辰実氏が補助参加人として参加しました。

⑴ 令和 3 年 5 月 14 日　第 1 事件訴え提起（東京地方裁判所）

連合会から香川敬（以下、「被告香川」）に対し、単独の不法行為に基づく損害賠償もしくは顛末書で約束している合意に基づき、金約 2 億円の損害賠償請求を内容とするものです（一部請求）。

⑵ 令和 3 年 10 月 19 日　第 1 事件反訴提起（東京地方裁判所）

被告香川からは連合会に対し、合意して作成された顛末書について無効であるとして既に支払われた金 1 億 5000 万円の返還を内容とする反訴が提起されました。

⑶ 令和 4 年 2 月 25 日　第 2 事件訴え提起（東京地方裁判所）

連合会から被告香川及び被告勝倉に対し、共同不法行為に基づく損害賠償もしくは顛末書で約束している合意に基づき、金約 2 億円の支払請求を内容とする訴訟を提起するものです（一部請求）。

⑷ 刑事事件の判決

民事訴訟からは離れますが、既にご報告の通り、令和 4 年 12 月 20 日、被告香川に対する刑事事件（無印私文書偽造、有印私文書偽造）につき、「懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年」の判決が宣告され、同判決は確定しました。

また、令和 5 年 9 月 20 日、被告勝倉に対する刑事事件（無印私文書偽造、有印私文書偽造、業務上横領）につき、「懲役 4 年 6 月」の判決が宣告され、同判決は確定しました（現在もなお収監中）。

⑸ 連合会による訴え変更申立て（令和 5 年 10 月 27 日）

連合会は、刑事事件の結果を踏まえ、被告香川及び被告勝倉に対して、連合会に対して負っている善管注意義務違反に基づく損害賠償請求を追加する旨の訴え変更申立てを行いました。

⑹ 令和 6 年 12 月 2 日　証人尋問の実施及び弁論終結

同期日までに双方より主張・立証についての書面の提出がなされたうえで、連合会申請の 2 名の証人並びに、被告香川申請の 1 名の証人尋問が、最後に被告香川の本人尋問が行われ、尋問終了後、弁論が終結されました。

⑺ 令和 7 年 3 月 10 日　判決の言い渡し（勝訴判決）

判決主文は、次のとおりです。

① 被告香川関係（第 1 事件・第 2 事件について連合会一部勝訴・第 1 事件反訴について連合会全部勝訴）

・（既に連合会に支払い済みの 1 億 5000 万円とは別途）請求金額の内金 2578 万 1314 円及びこれに対する令和 3 年 5 月 20 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を、被告勝倉と連帯して支払え。

・被告香川の第 1 事件反訴請求を棄却する。

② 被告勝倉関係（第 2 事件について連合会全部勝訴）

・被告勝倉は、原告に対し、2 億 0156 万 2629 円及びこれに対する令和 4 年 3 月 12 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を（ただし、第 1 項の限度（上記①の金員）で被告香川と連帯して）支払え。

当該判決に対して、被告勝倉は控訴をすることなく、令和 7 年 3 月 26 日の経過により確定しました。他方で、被告香川は控訴をしたため、連合会側も附帯控訴を行い、控訴審（第 2 審）が開始することとなりました。

3 控訴審における民事裁判の概要

上記の通り、被告香川は、東京高等裁判所に控訴を提起したことにより、同被告に関する関係で控訴審に事件が係属し、連合会においても、附帯控訴を提起しました。

⑴ 令和 7 年 3 月 26 日 被告香川による控訴提起

同年 4 月 28 日 連合会による附帯控訴提起

被告香川は、原審判決を不服として、原審判決にて認められない部分について控訴を提起しました。それに対し、連合会は原審判決で認められない部分を不服部分として附帯控訴を提起しました。

控訴審における審理は、口頭弁論期日 1 回、和解期日の 1 回の計 2 回行われました。

⑵ 令和 7 年 10 月 22 日 判決の言い渡し

裁判所主導での和解協議も行われましたが、双方共に乖離があり和解は困難ということで、判決が言い渡されることとなりました。

判決主文は、「本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。」という内容で、結論、原審判決の内容が維持されました。

⑶ 令和 7 年 11 月 7 日 被告香川による上告提起及び上告受理申立て

被告香川は、上記控訴審判決を不服として、上告提起及び上告受理申立てをしたことがわかっております。もっとも、控訴審までとは異なり、上告審は、憲法違反や判例違反等に限って審理が実施されることとなっており、実務上もほとんど受理・審理がされません。被告香川からの上告等は却下され、控訴審判決が確定する可能性が高いと考えられます。本寄稿作成時である 2025 年 11 月から、概ね 3 から 5 か月程度を目途に、最高裁判所からの判断がなされるものと予想されます。

第 3 本件事件の総括

上記の通り、いまだ本件民事訴訟の判決は確定していないものの、第 1 審及び第 2 審ともに連合会側の主張を概ね認める内容での勝訴判決が下されたと言っていい内容と思料いたします。詳細については、P10 の QR コード「民事訴訟判決内容整理」から御覧ください。以下、代理人としての本件の総括的な報告をさせていただきます。

本件で重要なのは、「被告香川が連合会の会長としての善管注意義務に違反し、連合会に損害を与えたといえるか」という点に関して、第 1 審（東京地方裁判所）、第 2 審（東京高等裁判所）いずれもが、被告香川の善管注意義務違反を認め、実質的に、約 1 億 7500 万円強の賠償義務を認めたことです（この内 1 億 5000 万円強について被告香川から回収済み）。

そして、裁判所は、要旨において、

「① 被告香川は、平成 22 年 5 月に原告の会長に就任し、使途不明金が発生していた平成 29 年 4 月時点で既に約 7 年間の在任期間を経ており、原告の組織、運営内容、事務処理の実情について十分に

把握していたと考えられること、

② 被告香川は、原告の監査会に毎回出席し、決算資料に目を通すことができる立場にあったことを踏まえれば、会計を直接担当していない会長の立場にあったとしても、会長としての日々の職務を行う過程で、原告の会計処理上の異変や不正を疑うべき事情を直接認識するなどの特段の事情がある場合には、原告における会計処理に不正が発生することを具体的に予見することができたということになるから、原告に対する委任契約上の善管注意義務の一つとして、速やかに原告の会計処理の実情を調査し、あるいは他の役員らにその調査・対応を要請するなどして、原告の会計処理が適切に行われているかを解明する義務が生じるというべき」

という規範を定立したうえで、

「③ 被告香川は、本件メイン口座（三菱 UFJ 銀行市ヶ谷支店の原告会長被告香川名義の普通預金口座（口座番号 4780470））から正式な会計処理に基づかない払戻しが行われていること、領収書が廃棄されることにより使途の裏付けを欠いた出金が生じていること、原告内部において被告香川の活動経費の使途、目的を精査する者がいないことを認識していたこと、

④ 被告香川は、原告の会計資料を慎重に審査してきた者が、会計担当である副会長の意向でその担当を外れたことを認識し、このことにより、原告の会計資料の審査が、新たな会計事務所との契約が、以前と比較して緩やかになっていることを認識していたこと、

⑤ 被告香川は、原告において、予算として計上されている範囲内の経費であっても精算されない異常な事態が生じていること、原告の資金が枯渇していることを容易に認識することができたことが認められ、

⑥ これらの各事情、特に、会長の活動経費が年間約 5000 万円も計上されているにもかかわらず、被告香川から、立て替えた経費について精算を求めてもこれが継続的に精算されなかったという事態は、原告の会計処理としておよそ正常な状態とはいえず、その他の事情を踏まえても、被告香川においては、平成 29 年 4 月以降、原告の会計処理に疑問を抱くべき事情を直接認識していたものといえる。」

と判断し、そのうえで、

「被告香川は、会計について専門的知識を持たない補助参加人（田中辰実氏）からの要請を受けて、会計書類を厳しく審査する当時の公認会計士を会計書類の確認作業から外したこと、かつ、原告の監査会において提出される書類が減少していることも認識していたことも踏まえると、被告香川は、原告内部における監査体制が弱体化していることも認識していたというべきである。」

と判断し、

「被告香川は、原告の会計処理に疑問を抱くべき事情を認識し、かつ、原告の会計処理に対する審査が不十分であることも認識していたのであるから、原告の会長を 7 年以上経験し、監査会に出席する立場にある者として、原告の会計処理について調査を行うか、あるいは自らの担当外であるという認識であれば、専門知識を有する者に調査を依頼して実情を把握すべき委任契約上の善管注意義務を負っていたというべき」

として、被告香川の善管注意義務違反を認め、損害賠償義務を認めました（①～⑥の記号は代理人によ

る説明の便宜で付記したものです。また、判決文に出ている証人等の名称については、個人情報保護の観点から割愛させていただいています)。

このように、裁判所においては、上記①から⑥のいずれも「被告香川のみに該当する香川氏固有の事情」を根拠として善管注意義務違反を認定していることからすると、会計を担当していた役員の方は除き、当時の他の役員の方々についてはそれらの事情がないため、善管注意義務違反があるとは思われないというところも重要な点と考えております。

この点に関連し、被告香川は、特に令和 2 年 1 月以降 10 月までの間に生じた使途不明金について、自身は知らなかったこと及び他の役員らは使途不明金が生じていることを知っていたと主張し、自身の責任を否定する主張をしておりましたが、原審、控訴審ともにこの被告香川の主張は実質的に否定されております。

むしろ、裁判所は、

「被告香川の賠償すべき損害の範囲について検討すると、被告香川は、原告を代表する会長職を 10 年務めたものであり、本件においては、原告に恒常的に資金不足が生じるなど、原告における会計処理に不正があることを疑うべき特段の事情があったにもかかわらず、これを長年にわたり放置したばかりか、渉外活動の名のもとに、被告勝倉に多額の金員を現金で交付することを複数回にわたり指示し、原告において保管すべき領収書の廃棄を命じるなど、自らの行動によって使途不明金を発生させる要因を積極的に作出しているのであるから、その責任は大きいといえる。」

と、被告香川の責任が大きいことを明言したうえで、

「本件においては、上記認定に係る被告香川の地位と職責に加えて、被告香川が使途不明金を発生させる要因を積極的に作出したといえる事情があることに照らし、被告香川は原告に生じた損害の 5 割の範囲で損害賠償責任を負う」（全体の損害の約 3.5 億円のうち半分の約 1.75 億円という趣旨）

べきであるとし、地位や職責のみならず、被告香川自らが使途不明金を発生させる要因を「積極的に作出した」とまで突っ込んだ判断をしている点は特筆に値します。

なお、この点に関しては、連合会側は、令和 2 年 1 月頃の時点においては、被告香川らの指示のもとにおいて、連合会の預金を現金化して被告勝倉が被告香川に届けるというような行為が日常的に行われていたことを知ったにすぎず、これらの行為はすべて現金で行われており形跡が残らないことから、本件の真相解明のためには一定期間調査をすることが必要不可欠であること、また当時コロナ禍であったこともあり、連合会においてはスケジュール通りに会議体が開催できない等過去に類をみない困難な会務運営を余儀なくされる等の緊急事態であり、動きがかなり制約されていたことから、まずは、実際にどの程度の不正がいつ頃から行われており、そのお金が誰によって一体どのように使われている可能性があるのか等について調査・整理を始めたものであること、その後、次第に理事会の承諾がなければ取り崩すことができないはずの国際交流基金や災害積立金などが取り崩されていることや、まして、関連団体である全日本私立幼稚園幼児教育機構、全日本私立幼稚園 PTA 連合会等も絡んで資金が循環している可能性があること等もわかってきたため、非常に複雑な問題であることがわかり、真実解明のためのどのようなアクションをとるべきか、またその後の会運営の影響を最小限にするために極めて慎重な判断が必要であり、このような事案では首謀者らによる証拠隠滅等

の恐れが強く、その場合真実が闇に葬られてしまうことから、誰がどこまで関与しているのかの真実解明をするために、ある程度の期間、調査を行って特定しうる事実関係を可能な限り把握したうえで、責任を負うであろう人物たちに対するヒアリングを行うことが望ましいと判断したものであり、当該判断は当時おかれていたあらゆる状況に鑑み合理的な判断であることは明白であることを主張しておりましたが、当該連合会の主張が裁判所においても実質的に考慮されたうえでの判断と考えられます。

なお、本件争点からは外れるものの、事件当初から関わっている者としては、むしろ、令和３年３月６日に初めてNHKにより使途不明金報道がなされてしまった際、この時点は、連合会内部では極めて厳重な情報統制が行われており、各都道府県団体長さえも詳細に事案を把握しておらず、極めて限られたメンバーしか事案詳細を共有されていない中で、当時機密扱いとされる情報が報道機関に漏洩し、先行報道がなされたことにより、極めて大きな混乱を生じさせることとなり、結果として民事・刑事を含めた戦略や対内的対外的な説明についての方針等も大きな変更を余儀なくされ、連合会の運営についての対内的対外的信用も低下し、連合会の会運営も多大なる混乱・損害を生じたものであり、当該情報漏洩をした方の責任が極めて重いと考えられることを付言させていただきます。

以上述べてきたことを総括すると、本件は、本来内部統制を構築する義務を負う最高責任者であった被告香川、及びそれを補佐する被告勝倉事務局長が、簡単にいえば、本来既に連合会に存在していた内部統制を弱体化させ、それによって連合会に巨額の損失を被らせたという事件と考えることができます。

内部統制が弱体化されていなければ、被告勝倉による巨額の横領（なお、被告勝倉については、連合会請求額である約２億円強の賠償請求全額が、第１審において認められ、当該判決が確定しています）や、その他の使途不明金が発生することはなかったと思われます。

既に連合会においては本件を教訓として十分な再発防止策が検討・実施され、連合会の内部統制は強化されており、それらの施策は今後もより試行錯誤のうえ精錬されていくものと思料いたします。

一般的に連合会のような非営利団体の運営は、役員らが無償で実質的に持ち回り等にて対応するのが通例であり、株式会社のような営利団体に準じた内部統制が構築・運用されていることは少なく、本件はまさにそういった隙に付け込まれた結果であるものと思料いたします。

本件を悪しき教訓として、今後、同種事案を再発させないことは当然のこととして、会員の皆様が一致団結し、連合会が更なる発展を遂げていくことを、本件発覚当初から深く携わった代理人弁護士として強く願う次第です。

以上

「民事訴訟判決内容整理」について

全日私幼連の会議

● 9.30　10.29　団体長会

9月30日、10月29日にオンライン会議にて団体長会が開催されました。参加人数、議長、議事録署名人は下記の通りです。

	9月30日	10月29日
参加人数	52名	52名
議長	藤本明弘副会長	山西幸子副会長
議事録署名人	波多野和雄氏（鳥取）	畠山遵氏（富山）
	西谷正文氏（島根）	荒井徹成氏（石川）

■協議案件

（1）全日私幼連の法人化の件（9月30日、10月29日）

宮﨑史郷総務委員長から、法人化した際の定款施行細則（案）、令和8年度定時総会で上程するための定款（案）について詳細な説明がありました。さらに地区会等から提出された意見書等について、総務委員会で協議をした結果について説明がありました。2回の団体長会議での意見をふまえ、設立準備室会議において、定款施行細則（案）、令和8年度定時総会で上程するための定款（案）を取りまとめ、常任理事会に上程することになりました。

■報告案件（9月30日）

（1）ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業の件

令和8年度こども家庭庁が新規事業として概算要求している「ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業の件」について、伊豆島事務局長から説明がありました。

● 10.24　11.20 設立準備室会議

一般社団法人の定款（案）、定款施行細則（案）について、総務委員会で協議を重ねてまいりました。さらに、詳細な検討を行っていくために、「設立準備室」を設置することになり、10月24日、11月20日に設立準備室会議が対面とオンラインのハイブリッド形式で行われました。設立準備室会議の構成員は下記の15名です。

尾上正史会長、近藤宏副会長、山西幸子副会長、角谷正雄副会長、内野光裕副会長、藤本明弘副会長、宮﨑史郷総務委員長、石田明義政策委員長、岡本潤子教育研究委員長、佐々木慈舟経営研究委員長、二宮一朗広報委員長、溝渕真澄102条園委員長、徳本達之認定こども園委員長、加藤積一こどもがまんなかプロジェクト企画推進会議座長、三木治郎政令指定都市特別委員長

各地区からの意見書をふまえ、定款（案）、定款施行細則（案）の修正箇所について宮﨑史郷総務委員長から説明があり、その対応について検討を行いました。出席した構成員からの意見も反映し、常任理事会に上程することになりました。また、一般社団法人設立登記の流れと必要書類の確認、登記を依頼する司法書士についての確認を行いました。

● 11.13　団体長会

11月13日にオンライン会議にて団体長会が開催され、49名が参加しました。はじめに、内野光裕副会長から開会のことばがあり、続いて、尾上正

史会長からあいさつがありました。

その後、議題に入り、議長に角谷正雄副会長が選出され、議事録署名人に服部高明氏（三重）山中真介氏（兵庫）が選出されました。

■　協議案件

（1）機構における新しい収入の在り方について

（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の安家周一理事長からあいさつがあり、令和８年度に内閣府公益認定等委員会に公益法人格再取得の申請をし、令和９年度より公益法人として活動を行うことを目指していると述べられました。続いて、加藤篤彦専務理事より、機構の収益状況の説明と、令和８年度から安定的な収入を得るために新しい賛助会員制度を導入したい旨説明がありました。説明の後、活発な質疑応答が行われ、各都道府県団体から意見をいただき、継続して協議することとなりました。

最後に、山西幸子副会長から閉会の言葉が述べられ、散会となりました。

●　11.25　常任理事会

11月25日、東京・アルカディア市ヶ谷にて常任理事会が開催され、34名が参加しました。はじめに、藤本明弘副会長から開会のことばがあり、続いて、尾上正史会長からあいさつがありました。

その後、議題に入り、議長に近藤宏副会長が選出され、議事録署名人に波多江教雄氏（福岡）渡辺力氏（長崎）が選出されました。

■　協議案件

（1）全日私幼連の法人化の件

宮﨑史郷総務委員長から、令和８年度定時総会で上程する定款（案）について、令和７年度定時総会で承認された定款と比較しながら説明が行われた。また、併せて施行細則（案）についても説明が行われた。説明の後、活発な質疑応答が行われ、会長の任期、総会を含めた動議の取り扱いについての質疑があり、次回の団体長会・理事会で協議すること、細則で定める旨の説明があった。

■　報告案件

（1）令和７年度上半期決算・監査報告の件

令和７年度上半期決算について、白石事務局次長から決算書に関する説明があり、続いて監査報告が鈴木伸司監事から行われました。監査会には、尾上正史会長をはじめ５名の副会長、宮﨑総務委員長および石橋顧問税理士が出席し、中間監査においても残高証明を取っている旨の報告がありました。

（2）会務運営報告

各委員会委員長から上半期の活動報告がありました。

総務委員会からは、法人化への対応を継続して行っていること、政策委員会からは、幼児教育への予算獲得のためには幼児教育振興法の制定が必要であること、教育研究委員会からは、令和８・９年度の教育研究課題を作成し、初めて「乳幼児教育」を項目に入れたこと、経営研究委員会からは、実態調査が集計中であり、終了後報告すること、広報委員会からは、ホームページリニューアルを検討中であること、102条園委員会からは、設置者が死亡した際に気をつけなければならないこと、認定こども園委員会からは、令和６年11月から私幼時報に連載を行っていること及び２月に京都で開催する研修会について、政令指定都市特別委員会は「こども誰でも通園制度」への話題及び２月に開催予定の研修会のこと、こどもがまんなかプロジェクト企画推進会議からは、イベントおよび協賛企業の問い合わせがあることが報告されました。徳本認定こども園委員会委員長からは、私幼時報の記事について、フィードバックがないので、ぜひとも意見感想をいただきたいと発言がありました。

最後に、山西幸子副会長から閉会の言葉が述べられ、散会となりました。

（広報委員会委員長、愛媛県松山市・慶応幼稚園／二宮一朗）

令和７年度　地区教研大会概要

東北地区　**教員研修大会**　　**岩手県北上市・花巻市／ 10 月 10 日・10 月 11 日**

大会テーマ
「一人ひとりの「こどもがまんなか」をまもる質の高い幼児教育を」
～社会全体でつむぎ未来へつなぐために～

第 39 回東北地区私立幼稚園教員研修大会〈岩手大会〉を北上市・花巻市を会場として、令和７年 10 月 10 日・11 日の２日間開催しました。

東北地区では６県が持ち回りで研修大会を担当しており、担当県が工夫を重ねながら実施しています。近年は、会員が一堂に会して学び合うことが難しい中、オンラインやオンデマンド配信を活用する地区も多くなってきましたが、岩手県大会では、東北６県から 654 人の会員の皆様にご参集いただき、対面での研修を実施いたしました。

第１日目は、10 の分科会を開催しました。そのうちの、第１～第８までの８つの分科会で、公開保育を行いました。

参加者に広く学習の機会を提供するため、分科会テーマを研修俯瞰図のＡ分野からＦ分野の全てを網羅し、こどもの姿を通して一人ひとりを尊重した質の高い教育・保育の在り方、園全体で学び続ける園文化の醸成、幼児期の学びを小学校へとつなげる接続について学びを深めることができました。

第３分科会では助言者を迎え、分科会テーマに沿って協議を進めました。遊びの環境設定やこどもの様子について語り合うと共に、助言者から当日の保育や今後の保育の在り方等について講話を頂きました。自園の保育について振り返り、今後の園文化につながる協議ができました。

第５分科会は、ECEQ® 実施園の公開保育を行いました。コーディネーターとともに自園の教育・保育のよさや課題を考えました。公開当日は、遊びの様子や保育者の言葉掛けなどについて「問い」を設定し協議の柱にしました。たくさんの感想や意見が出され活発な協議となりました。

第９分科会は、「私たちのきらり☆～園の質向上をめざして～」というテーマで、ポスター発表を行いました。東北各県と県内各地から 18 の発表がありました。「講演」「ポスター発表」「指導助言」を通して、こどもの姿、保育者の姿から多様な学びがありました。

第 10 分科会では「架け橋期を考えた幼保小連携」のテーマで幼保小の架け橋プログラムについて実践発表とシンポジウムと講演を行いました。

第２日目は、開会行事に続き、神崎ゆう子氏（NHK おかあさんといっしょ第 16 代歌のお姉さん）による記念講演＆ミニコンサート『子ども達の豊かな心の成長のために～「えほんシネマ」と「声育（こえいく）」～』がありました。ホールいっぱいに美しい声が響き渡り、心も体もわくわくするひとときでした。声の出し方の工夫により日々の教育・保育が素敵になりそうな気がしました。

今回は、２日間にわたり対面での研修会となりました。公開保育を実施した園では、「東北や県内の先生方から良い評価をいただき自信になった」「多くの感想･意見から学べ、公開保育をしてよかった」「ポスター発表からたくさんの実践事例を知り今後に活かせそうだ」「小学校に進んでからのこどもの成長も見据えて日々の遊びを充実させたい」等の感想が寄せられ、「やってよかった東北大会」となりました。

最後になりますが、研修大会開催に当たり、地域の皆様からの多くの広告協賛金により運営を支えていただき感謝申し上げます。また、東北各地からご参加いただきました先生方、ポスター発表を担当していただいた先生方、大会運営にご協力いただいた多くの先生方に心より感謝申し上げます。

（（一社）岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会理事、岩手県花巻市･にじいろこども園／高橋きぬ代）

第40回設置者・園長全国研修大会（10月27日・28日）全体会概要

10月27日・28日、水戸市・水戸市民会館並びに水戸京成ホテルを会場として、第40回設置者・園長全国研修大会が「こどもがまんなかの幼児教育の充実・発展を考え合う～社会状況の変化を乗り越える園を目指して～」とのテーマのもと開催され、414名の先生方にご参加いただきました。また懇親会にも219名のご参加をいただきました。1日目全体会概要は以下の通りです。

〇開会式

角谷正雄副会長による開式の言葉、尾上正史会長、飯塚拓也一般社団法人茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会会長の挨拶に続き、松本洋平文部科学大臣（代理・石田善顕文部科学省初等中等教育局幼児教育課長）、黄川田仁志内閣府特命担当大臣（代理・横田愛こども家庭庁成育局成育基盤企画課長）、大井川和彦茨城県知事、高橋靖水戸市長の祝辞、大会の概要説明の後、昨年度全国大会を開催した奈良県私立幼稚園連合会角田道代副会長に対し感謝状贈呈、また次年度全国大会を開催予定の一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会高尾恵子会長に挨拶いただき、山西幸子副会長の閉式の言葉にて開会式を終えました。

〇記念講演「大切な忘れ物～昭和世代の独り言～」

講師：有國 淨光氏・茨城県立大洗高等学校マーチングバンド部『BLUE-HAWKS』監督

マーチングバンド部『BLUE-HAWKS』の高校1年生、2年生、3年生それぞれによる素晴らしいパフォーマンスにおいて生徒がどのような成長を見せるのか、またこの令和の時代において語られる部活動の在り方が本当にそれで良いのか、人間関係の伝承の難しさなどを情熱たっぷりに講演いただきました。

〇行政報告1「幼児教育の現状と課題」

講師：石田 善顕氏・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

少子化の進行や園児数の減少が続く中で、幼児教育の質の確保と人材確保が大きな課題であることが示され、幼児教育の重要性を改めて確認し、教員の専門性の向上や処遇の改善、施設環境の整備などを通して、質の高い教育を持続させる必要があると述べられました。国の補助制度や施策の動向を踏まえながら、園の自律的な取り組みとの両立が求められるとし、教育の均質化ではなく、多様性を尊重しながら地域と連携した教育基盤の強化が今後の方向性であるとの行政報告をいただきました。

〇行政報告2「保育政策の動向について」

講師：横田 愛氏・こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

こども家庭庁の設立後、保育や子育て支援を一体的に推進するための新たな制度整備が進められていることが報告されました。特に「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づき、0～5歳児の成長を切れ目なく支える政策が推進されていることが紹介されました。また、今後全国で新しい給付制度を実施する方針が示され、自治体判断による地域子育て支援事業の法制化も予定されています。今後は保育の「量」から「質」への転換を進め、人材確保や処遇改善、支援体制の充実を重点的に進めていくとの行政報告をいただきました。

〇夕食懇親会

懇親会は内野光裕副会長より開会挨拶、茨城県福祉部子ども政策局長長島ゆみ子様、自由民主党茨城県県連会長海野透様による来賓挨拶、来賓紹介と続き、飯塚拓也茨城県団体長の乾杯、また茨城県団体のご好意により「いけいけブラジル音楽隊」の演奏、終始和やかなムードにて進み、藤本明弘副会長の中締め、各都道府県の先生方との貴重な情報交換の機会となりました。

（経営研究委員会委員長、宮崎県都城市・天竜祝吉幼稚園／佐々木慈舟）

研究講座１・教育

「世界は美しくて面白い～子どもの有能性から保育をはじめよう～」

【フロアディスカッション】　（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長　安家　周一　氏
（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員会委員　丸谷　雄輔　氏
（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員会委員　熊谷　知子　氏
【進行】　（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員長　岡本　潤子　氏

本講座のテーマ『創りだそう！こどもの未来を拓く良質な乳幼児期の教育を』は、令和８・９年度の教育研究課題の主題として、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構から示されたものであり、私共保育者の願いと思いが込められております。その思いとは、こどもの未来を拓く良質な乳幼児期の教育を自分たちの手で創りだそうという心意気です。ここにあえて乳幼児期と乳児と記載したのは、次期教育要領改訂を目前に、これからの幼児教育の在り方を考えていくための視座を広げるためであり、本大会はこの主題での初の講座となりました。

第一部　基調講演「世界は美しくて面白い～子どもの有能性から保育をはじめよう～」

講師　上垣内伸子（十文字学園女子大学　名誉教授）

基調講演では講師より１）誕生から教育を受ける権利　２）子どもの有能性（competence）３）あらためて、子ども主体の保育についてのお話をいただきました。子どもの権利については、イタリアのピストイア市の教育方針である「教育は子ども主導でなされる」等、世界の保育者が目指す質の高い幼児教育・保育とはどのような内容であるのか、日本も子どもの権利条約の批准やこども基本法が成立したことにより、保育の核が明確になったことを確認し、子どもの有能性を学ぶことにより、誕生からの教育を受ける権利と有能性を土台とする質の高い乳幼児期からの教育に求められることについてお話をいただきました。それは私たちがこれまで大切にしてきた子ども主体の保育であり、保育者が目指す質の高い保育を子どもの立場から言葉にすると、「子どもが歌いだしたくなる保育」であるという言葉が印象的でした。また、有能性を土台におく保育の鍵は環境にあり、前出のピストイア市の事例から『大人が美しい環境を用意することの教育的な意味』が示され「美」ということがもたらす教育的意義を感じた時となりました。

第二部はフロアディスカッションとして、教育研究委員である熊谷知子先生と、丸谷雄輔先生より、自園における乳幼児保育の実践が報告されました。子どもの主体性を大切にしての乳児期のカリキュラムの再編や食育を通しての実践、０歳児からの保育ではなく、あえて１歳児から保育を開始している事例など、全国それぞれの園での取組から各園で豊かな実践が展開されていることを共有することができました。

また（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構安家周一理事長からは、これからの時代を見据え、子どもたちにとって必要な教育には五感を通した体験が不可欠であること、また自分たちの生活の中や遊びの中で問いが立てられるような「器用な頭と賢い手」を醸成することが必要であること、本来教育は「生活即教育（羽仁もと子）」であり、遊びと生活によって構成され、遊びは子どもにとっての「目的」であること、それが子どもたちの権利であることをお話しいただき、その教育を担う保育者の在り方や役割をも考えさせられる時となり、その後のフロアからの意見と共に深め合うことができました。

本講座を通して子ども主体の保育を紡いでいくことの大切さを改めて共有し、これまで幼稚園教育で培ってきた教育の確かで温かな視点を通して乳幼児期の教育を創りだすことの意義を確認し合う時間ともなりました。

（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員長、青森県八戸市・千葉幼稚園／岡本潤子）

研究講座２・振興

「～幼児教育の質に対する振興を考える～ 質向上のプランへ『良い幼児教育の“質”とは？』質の評価スケールの策定は可能か？」

第１部【対談】「幼児教育の質とは？国立教育政策研究所の評価スケールとECEQ比較にみる展望と課題」

【講師】（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構　副理事長　宮下友美恵　氏
全日本私立幼稚園連合会　政策委員会　委員長　石田　明義　氏

第２部【報告及び説明】「教育の定義」「私学における質重視の事例報告」「評価の方式・総括」等について

【講師】全日本私立幼稚園連合会　政策委員会　委員　堂山　宗敬　氏
全日本私立幼稚園連合会　政策委員会　委員　福田　大海　氏
全日本私立幼稚園連合会　政策委員会　委員　荻野　玉恵　氏
全日本私立幼稚園連合会　政策委員会　委員　若山　清和　氏

国は待機児童解消の量的拡充を目的とした「新子育て安心プラン」が終わり、新たなプラン「質の向上」を重点に据えたプランの策定を予定しています。こども家庭庁は今年度調査研究事業に「保育の質～」を取り上げ、従来の『量的』方針から『質的』方針への転換を図り始めています。超少子化社会を迎え、振興・給付のあり方も量的フェーズから質的フェーズへシフトし始めています。

しかし「質の高い保育・教育」とは何か？と問われた時に、明確で客観性のある答えを示せるかというと難しい側面があります。特に私学は建学の精神があり、多様性を保障するのが私学の生命線でもあり、定量的な評価スケールはきわめて困難だからです。そんな中、こども家庭庁では、来年度の第三者評価モデル事業として“国立教育政策研究所の幼児教育の保育実践の質評価スケール”を活用するとしています。

分科会の第１部では、この幼児教育の質の評価スケールについて（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構副理事長の宮下友美恵氏と政策委員長の石田が対談を行い、多様な評価スケールの観点から私立園が志向する評価スケールについて模索しました。宮下先生から、当研究機構が展開している“公開保育を活用した幼児教育の質向上システムECEQ®”について目的から検証までのノウハウをご説明いただきました。ECEQ®は第三者評価受審加算の対象であり、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター（CEDEP）においても検証されていることから、保育者の意識の変容や同僚性と学びあう姿が育まれ、保育の質向上に有効であるとご説明いただきました。石田より、国立教育政策研究所の幼児教育の保育実践の質評価スケールの概要を説明、構造の質やプロセスの質・成果の質などに言及し、９項目112指標あるスケールの仕組みを解説。米国のエカーズに似た評価スタイルでもあり、定量的・客観性に長じた特性があることを示しました。

対談では、誰が・どのように・何に基づいて評価するかによって評価内容が変わってくるため評価スケール（ものさし）の策定が難しく、結論として、特色ある私立幼稚園・認定こども園の教育の質を定量的に評価することは難しいということで合意しました。フロアから、保育の質を高める要素として、日ごろから現場で“語り合う”土壌を作ることが前提ではないかとの意見をいただきました。

いずれにしても評価スケールについてはモデル事業等で様々な観点から考察・検証し、決して恣意的にならない（安易な成果主義）内容を検討していただきたいと思います。

第２部では各委員から「教育の定義」「私学における質重視の事例報告」「評価の方式・総括」等について説明・発表していただきました。

堂山委員から、“教育の定義”について歴史的な解釈と法的な観点で解説いただきました。

教育基本法・学校教育法・児童福祉法を比較していく中で、児童の福祉に対しての法律はあるが幼児の教育に対する法律がないとの結論から『幼児教育振興法』の必要性を説きました。

福田委員から、多摩平の豊かな自然環境の中で幼児の主体性を重視した、特色ある自園の教育実践を発表いただきました。お祈り、木育・食育、ふれあい遊びを主活動の中心に据え、本格的サッカーの課外活動なども重点的に行っている様子を発表していただきました。

荻野委員から、知育徳育体育の実践を教育の中心に置き、マーチングや専門講師による体育指導、日本文化の継承、茶道・生花の体験など、幼児の成功体験が大きく成長を後伸びすることを理念としていることを発表。私立園の独自性と多様性が豊かさをもたらし、幸せを感じることを強調されていました。

若山委員から、埼玉県と東京都世田谷区で複数の幼稚園・認定こども園・保育所を運営する実務的な内容について発表いただきました。特に東京都区内での保育所運営は埼玉県とは一線を画し、運営や保育内容について行政方針に大きな差異があり困惑した経緯が述べられました。

総括として石田より「良質な幼児教育の質を一言で定義することは難しいが、私立園の全人的な人格調和の醸成、バランスを構築していくことが質の向上につながる」ことを強調しました。また幼児教育の質向上に必須な場として「園庭」の重要性を上げました。幼児への精神的・身体的ヘルスケアに効果的という海外でのエビデンスを紹介しました。

「多様な建学の精神を保障する私立園の定量的評価スケールは困難であり、拙速的な策定は恣意的なものとなり危険をともなう可能性がある」こと、幼児教育に依拠する法整備がなされていないことは、今後の質的転換時代において不可欠かと思います。新たな振興・給付への指針のために『幼児教育振興法』の整備が必要になってくるものと確信します。乳幼児教育や家庭教育までも幼児教育の範疇に入れるためにも同振興法の立法化が待たれます。今後、教育の質に対して財源措置されることは、我々私学の本意でもあります。これからの国の振興策や給付策の動向を注視して参りたいと思います。　以上

（政策委員会委員長、新潟県上越市・認定こども園マハヤナ幼稚園／石田明義）

研究講座３・経営

「あなたの園はその時どう動くか
～安心・安全な保育のための管理者の備え～」

第１部　基調講演「子どもの命を守る私立幼稚園の役割～非常時に問われる日常の保育」
【講師】　駒沢女子短期大学保育科教授　猪熊　弘子　氏
第２部　「事故後対応の重要性～先達はあらまほしきことなり」
【講師】　株式会社アイギス　代表取締役社長　脇　貴志　氏
【コーディネーター】　全日本私立幼稚園連合会経営研究委員会委員長　佐々木慈舟　氏

子どもたちを守り、職員を守り、自園を守るために、安心・安全な保育のための園の管理者の備えや経営判断等について、ご講演をいただいた内容（概要）を報告いたします。

◆ 第１部講師、猪熊弘子先生から

「子どもの命を守る私立幼稚園の役割～非常時に問われる日常の保育」について、2025年10月1日からは、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、保育所や認定こども園、幼稚園などの職員による児童虐待を発見した場合の通報が義務化されたことは、園での小さな出来事でもトラブルになります。少子化が進む中で重大事故を起こすことは園への「信頼」を失い、園の存続に関わります。「不適切保育（虐待）」も重大事故と同じです。保育中の重大事故は、一人の保育者のミスでは起きません。その園の保育のやり方が間違っていたり、多くの保育者の間違いが重なることで起きます（スイスチーズモデル）。つまり、組織が事故を引き起こします。子どもの命を守るためには誰かに忖度せず、自由に意見を出し合える（＝対話）職場にすること、また、安全な保育のためには、保育中もっとも危険な場面【①睡眠中（0・1歳児）②食事中（全年齢）③プール･水遊び（3歳以上)】である「くう・ねる・みずあそび＋おさんぽ」などの基礎知識が必要です。ケガは子どものせいではありません。大原則として「子どもは発達するからケガをします。」ケガが起きたら、まずは「保育者がどうだったか」を考え、環境設定等の確認が必要です。園の中では、保育者の連携・連帯が子どもを守る最大のポイントです。①環境整備②点検と修繕③ねらいの明確化等、常に職員間で共有し続けていくこと。無関心でいたら､いつ｢死を招く保育｣になるかわかりません。「みんなで守る」という意識が必要です。また、防災に強い園になるためには、まず、予想できる災害・予想できない災害に分けて考え、そのときどう動くか？　どのように備えるか？等、想定に対する対策を考え、避難訓練を本気でやることです。「園がいちばん安全な場所」になることもあり得ます。子ども主体の保育なら不適切になりません。一人ひとりへの保育をいかに実践するかが安全な保育につながります。必要なのは「多様性」を大切にする保育・幼児教育です。重大事故で失われるのは「命」と「信頼」です。子どもの「命を守る」とは、子どもを守ること、職員を守ること、園を守ることになります。子どもも、職員も保護者も安心できる園になり、みんな幸せに、居心地よくいられる園にすることが管理者の責務です。

◆ 第２部講師、脇貴志先生から

「事故後対応の重要性～先達はあらまほしきことなり～」について、徒然草に出てくる先達は案内人のこ

とです。事故現場を見たことも聞いたこともない人を先達に選ぶのではなく、どのような人を先達として選ぶのかは、経営センスです。要は、問題が起きた時にどうするのか、どう準備しているのかが大事です。経営者の仕事の８割は危機管理です。ただし事故に予防法はありません。真剣に真面目にやっていても、事故が起きるような行動・思考をしていると事故は起きます。それは生活習慣病に似ています。事故が起きないように考えて行動することが重要です。しかし、「危機管理能力は訓練（教育）」しないと伸びません。どうして事故が起きたのかを徹底的に考えていくことが大事です。危機管理能力とは、危機感×想像力＝安全対策です。安全対策は効果をあげることができます。管理者は「安きにありて危うきを思う」、平時に万一の事態に備えて準備をしておくことです。事故が起きた時、加害者を守る人はいません。私は仕事として加害者の立場でここまで来ました。事故が起きた時、法律的に正しいかどうかはすでに決まっています。保護者の反応も、ほぼほぼ決まっています。園が残れるか、どうかは事故後の対応の印象･イメージで決まります。保護者との関係は普段の職員（チーム）の表情で決まります。「表情」は「信頼」です。安全は時間と金と訓練と教育です。今の安全は、情報戦です。事故の発生に関するメカニズムを、知っている情報です。危機管理で言う「想像力」は「想定」といいます。事故後、保護者説明のときなど「想定外でした」は通りません。最もダメなのは｢知りませんでした｣ということです。「先達はあらまほしきことなり」みなさまは「19番目のカルテ」をご存知ですか。事故の対応は総合診療でないとダメです。また、情報には１次、２次、３次があり、１次は見たり聞いたり経験したこと。２次は経験した人の話をきいたこと。３次は情報のみです。１次か少なくても２次の情報でないと方向性を誤ります。私からの警告です。正しい先達を選んでください。

（経営研究委員会委員、福島県郡山市・大槻中央幼稚園／安齊悦子）

研究講座４・認定こども園

「0.1.2 歳児の保育・教育を考える ～子ども達の豊かな育ちとは～」

第一部　基調講演「人生に始まりをしっかり支え、人間らしさを豊かに育む保育～誰もが幸せを感じて生きるために～」

【講師】　保育 SoW ラボ代表　井桁　容子　氏

第二部　パネルディスカッション

【パネリスト】　保育 SoW ラボ代表　井桁　容子　氏
全日私幼連認定こども園委員会　副委員長　鮎川　剛　氏
全日私幼連認定こども園委員会　委員　濵本　智子　氏
全日私幼連認定こども園委員会　専門委員　湯目　崇史　氏

【コーディネーター】　全日私幼連認定こども園委員会　委員長　徳本　達之　氏

第一部は、保育 SoW ラボ代表の井桁容子先生に基調講演をいただきました。井桁先生がこれまでの保育実践・保育者養成と研究から確信することとして①子どもは、大人が思っているよりもいろいろなことが分かっている。②安心･安全と感じる時に、その人の持っている力がよく発揮できる。③これからは人と人とのつながりが大切な時代、の３点を挙げられました。以下、概略です。

子どもは分かっているのに分かっていないふりをして、大人に合わせています。生後９か月以降に「三項関係」「社会的参照」が育ってきます。社会的参照の芽を放っておかないのが良い保育者であり、共感することで子どもとの心のつながり方が違ってきます。「おもしろい、不思議」に共感してもらうことで知的な学びが始まります。この時期に大人がどんな関わりをしていたか重要であり、言葉だけでなく眼差しの保育が必要です。また、科学的根拠が乳児理解を深めるため、科学的な身体の発達を知っておくことが大事です。

子どもの権利とは、「やりたいことができる」「してほしくないことはやめてと言える」「してほしいと言える」と子ども自身が感じていることであり、安心・安全の保障にもつながります。1.2 歳児が安心して過ごすことの大切さは医学的にも根拠があり、「安心感」「温かい関わり」はとても重要です。非認知能力が育つために必要なことはアタッチメントであり、子どもは安心することで人を信頼するようになります。「愛情」と「スキンシップ」は視点が異なる、という話は印象的でした。

子ども、若者、保護者の姿から「頑張らないと許されない」「みんなと同じでないと不安！」「人間関係のフラット化」を感じます。今後は創造的に暮らす時代であり、違いを活かし合って、人と人とのつながりが重要な時代となります。コミュニケーション力（社会性）とは、失敗する経験から考え、工夫していく中でついてくる力で、継続する中でわかり合っていくことであり、「対話的かかわり」が重要となります。

第二部は、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行時の経験を通して感じた想いを、三人のパネリストが話しました。子どもにとって最善の利益を常に考慮に入れた保育活動を行うという考えのもと、未満児保育の再構築を考えられ、最重要ポイントを「心の発達」に置いた保育を行うこととし、それには「アタッチメントの形成」が不可欠と「担当制を導入」された園。子どもの育ちや保育環境を共通理解し、つながりを深めるために行った異年齢交流や 0.1 歳児の担任育成、保育者のやりがいを考えながら、０歳からの保育教育の積み重ねが、５歳児の成長へとつながっていると意識できるようになってきた園。「子どもが自分の気持ちを受け入れてもらえ、安心できる心地よい場所を 1.2 歳児の保育で大切に行ってきたことで、子ども自身が少しずつ自信をもって取組み、その後の自己発揮につながる過程が実感でき、1 歳から５歳まで見通しをもった丁寧な保育が可能となった園。東京都の現状と課題も聞くことができました。そして「大人の都合で保育していませんか？」という言葉が印象的でした。

井桁先生が言われた「子どもは大人が思っているより分かっている」ということを認識し、子どもの人格形成の土台に影響を及ぼすと意識しながら「大人の都合ではなく」子どもをまんなかにし、安心感がもてるように関わっていくことが重要であると感じた分科会でした。

（認定こども園委員会委員、鳥取県鳥取市・認定こども園鳥取第二幼稚園／濵本智子）

認定こども園通信 15

認定こども園制度　来し方を顧み、行く末を思考
（制度・財政支援を軸足に）

認定こども園委員会
委員長　徳本　達之

認定こども園制度は施行から 10 年が経過しました。

幼稚園・保育所・認定こども園の役割と財政支援の構造が大きく変化し、各園は「地域に必要とされ続ける園とは何か」という根本課題に向き合う時代となりました。

本稿では、制度の来し方を簡潔に整理し、これからの園運営の“よすが”となる視点をまとめました。常識的な内容も多く、筆者の誤謬や偏りもありますが、ご海容ください。（原則として法律施行年で記載しています）

○そもそも幼稚園

日本の幼稚園は、1876（明治 9）年の東京女子師範附属幼稚園の設立ですが、1879（明治 12）年、教育令で幼稚園が法令上位置づけられ、1880 年代以降の教育令改正や文部省令により、設置・廃止の認可制度が整備されていきます。戦前は一部の大都市圏で公的補助が行われており、戦後は多くの自治体で補助が行われていましたが、自治体による格差が大きく、法的な位置づけと国の関与が求められていました。

1975（昭和 50）年、議員立法で私学振興助成法が成立。現在の経常費補助制度は、これを根拠に実施されています。

経常費補助金は、文部科学省の経常費助成費補助金にプラスして地方交付税交付金が財政措置されており、都道府県ではこの合計を基礎額として、補助金配分基準を作り補助金を交付します。（補助額や配分基準は都道府県裁量）自治体単独での上乗せ、また独自の補助金メニューを作ったり、逆に交付税分は、「積算に入っています」という”一般財源”ですから他への流用・減額もあり得ます。このため各都道府県の私立幼稚園団体の役員・振興担当の先生と行政との緊密な連携、政治力・ネゴシエーション力が必要となってきます。

私学振興助成法・同施行令に、国は、都道府県が私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園設置者に対し経常的経費を補助する場合には、その一部を補助することができる。国庫補助単価は都道府県の補助経費の 1/2 を超えないとの規定があります。1/2 は国だけの定めで自治体の定めはなく、幼稚園法人には 1/2 制限はありません。しかし、実態として 1/2 などの制限を課している事業も多く、新制度と比して法人負担が多くなることが多いようです。また、そもそも幼稚園への補助単価は、中高と大きな差異があり、人件費や諸物価高騰などをどのように補助額アップに結びつけていくのかなど課題も存します。

○そもそも保育所

保育所は、諸説ありますが 1890 年代、大阪の「職工義友会託児所」が初期の例とも言われます。貧困家庭の子ども保護、児童救済事業として位置づけられました。戦後、1947（昭和 22）年児童福祉法が制定され、保育所が「保育に欠ける児童を保育する施設」として定義されました。児童福祉の目的で、市町村が「保育に欠ける」児童を行政処分として保育所入所の「措置」をするという法的な枠組みは 1998（平成 10）年まで続き、2015（平成 27）年、子ども・子育て支援新制度（以下新制度とする）で「保育を必要とする」と変更されました。

新制度以降も市町村長は、保育を必要とする児童に保育を実施しなければならない「法定受託事務」（義務）であり、保育所を作る・必要な児童を受け入れる・利用者が支払えない場合でも保育を確保す

るなどの責務が 市町村に課されています。市町村の義務事業のため、市町村が費用負担をするのが大原則ということになります。

私どもが自主的？に行っている教育の経費の一部に「補助」が出る幼稚園と、市町村の法定義務によりほぼ全額公費負担の保育所制度との公費投入は根本から異なっているわけです。

○ 1.57 ショックと少子化対策

戦後の出生数、園数、園児数などの推移は、いつも出てくるグラフの通りです。

団塊世代 2,696 千人、そして団塊ジュニアのピークが 1973（昭和 48）年の 2,092 千人。この人たちが年中児の 1978（昭和 53）年が幼稚園園児数のピークで、以降は減少し続けます。1990 年に前年 1989（平成 1）年の合計特殊出生率が 1.57 であったと発表され、「ひのえうま迷信」により 1.58 となった 1966（昭和 41）年を下回ります。これが 1.57 ショックと大きな社会問題となり、国として初めて本格的な少子化対策に乗り出すことになります。（2026（令和 8）年は、ひのえうま）

文部省・厚生省・労働省・建設省の 4 省（省庁再編前）により子育て支援施策の基本的方向が合意されますが、中心となったのは厚生省となります。1994（平成 6）年にエンゼルプラン・プレリュード、1995（平成 7）年エンゼルプラン。ネーミングからして一般受けするセンスで厚生省の上手さを感じますが、内容は、保育の量の拡充、保育サービスの様々なメニューと女性の社会進出支援策。年齢別の女性就労率の M 型曲線グラフが示され、諸外国に比して子育て中の女性就労率が低いことと、その解消が求められました。

ちなみにエンゼルプランには、出生を増やす目標などは一言も書いてありません。子どもを産み育てやすい社会基盤を整える支援政策です。1994（平成 6）年児童手当勘定積立金（事業主拠出金）300 億円で「こども未来財団」を作り様々な子育て支援事業に補助金が出されましたが、厚生省予算であり学校法人はカヤの外でした。

幼稚園では、新エンゼルプランで「預かり保育」が制度化しますが、幼稚園として就労支援に踏み出すこと、「保育サービス」という言葉への違和感など、子育て支援への取り組みは地域や各園により温度差がありました。また 2003（平成 15）小泉構造改革特区で一部自治体での 2 歳児受け入れなどの取り組みも行われました。（特区の一般化は見送り）

1995（平成 7）年エンゼルプラン、2000（平成 12）年、新エンゼルプラン、2003（平成 15）年、少子化社会対策基本法、2005（平成 17）年次世代育成支援対策推進法、2010（平成 22）年、次世代育成支援対策推進法、2015（平成 27）年子ども子育て支援関連三法と 5 年計画が続くことになります。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じた指導計画

月刊 保育とカリキュラム

毎月 2 日 発売

ひかりのくに株式会社
本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2-14 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表

～年間連載①～

令和８年１月号より、東京大学大学院教育学研究科の遠藤利彦教授による年間連載を開始いたします。本連載では、「アタッチメント（愛着）」をテーマに、子どもの心の発達を支える大切な視点について、理論と実践の両面からわかりやすく解説していただきます。乳幼児期における人との関わりの重要性を改めて見つめ直し、日々の保育・幼児教育の実践に生かしていただく機会となれば幸いです。

そもそも、アタッチメントとは何か？

東京大学大学院教育学研究科
教授　遠藤利彦

こども基本法が成立し、こども家庭庁がその理念に則って「はじめの 100 か月の育ちビジョン」なるものを打ち出していることは、よくご存じかも知れません。そこには具体的に、今後、日本社会が健やかな子どもの育ちのために実現すべき５つのビジョンが掲げられている訳ですが、その２番目に「安心と挑戦の循環」を通して、こどものウェルビーイングを高めるということに関わる記載があります。子どもはしっかりと安心感に浸れている状態、言い換えれば、あらゆる不安から解放されている状態で、思い切り自発的な遊びに夢中になれるのだと言えます。かつ、そこで「これやりたい、あれもやってみたい」という好奇心と意欲に駆られ、いろいろなことに果敢に挑戦する訳です。これらの活動は子どもの日常において、半ば当たり前のことと言える訳ですが、その当たり前のことがどれだけ幼少期に自然に、豊かに経験できているかということが、人の生涯に亘る人格の形成や心身の健康の基盤作りに欠かせない大切な働きをするというのです。

そして、子どもの日常における安心感を確かに支え促すものとして、とりわけ強調されているのが、アタッチメントの重要性です。今回の 12 回にわたる連載では、このアタッチメントとは何か、なぜ重要か、そしてまた保育・幼児教育の中で子どもに密に接する大人が、これに関してどのような心構えを持っておくべきかということなどに関して、その基本的なところを綴らせていただきたいと思います。

さて、そもそもアタッチメントとは何かということですが、もともと、日本では、長く「愛着」と訳されてきたということもあって、この言葉は、親と

子どもの間でやりとりされる「愛情」のようなもの、あるいは親子の「情緒的絆」としてだけ理解されてきたところが多分にあったのかも知れません。もちろん、これらは全くの誤りということではないのですが、この言葉の元来の意味は、英語の「アタッチ」（attach）そのまま、つまりはくっつくということです。ただし、いつところかまわず、あるいは誰彼かまわずくっつくということではなくて、基本的に子どもが、何らかの危機に接して、恐れや不安などのマイナスの感情を経験した時に、身体的な意味でも、あるいは心理的な意味でも、（必ずしも親に限定されない）誰か特定の人にくっつきたいと強く願う欲求、そして現にくっつこうとする行動の傾向を指して言います。

危機などというとちょっと大げさに聞こえるかも知れませんが、例えば小さい子どもにとっては、それこそちょっと転んで痛い思いをしたり、ほんの少しの間でも部屋に一人置いておかれたり、あるいはただ初めての人に出会うというようなことだけでも、恐れや不安を感じさせる危機的状況と言えるかと思います。子どもは、そこで現に恐がったり不安がったりして、すぐに身近にいる親や保育者などに泣きながら、駆け寄ったりするかと思います。そしてくっつくことで、その恐れや不安の感情から立ち直り、また元の平常状態に戻ることができるのです。

子どもは、怖くて不安であるような場合に、誰か特定の人にくっつくことで、「もうだいじょうぶ」という安心感を得ることができます。そして、その経験が日常、繰り返されることで、自分は必ず護ってもらえるのだということに確かな見通しを持てるようになります。そこに、その特定の誰かとの固い情緒的な絆が形成される訳で、子どもは、こうした絆をもとにして、心理的にはいつも誰かとつながっているという感覚を強く持ちながら、別の言い方をすれば、何があってもその時は必ず助けてもらえるのだから大丈夫という強い確信に支えられて、徐々に一人で積極的に探索活動を起こし、それこそ、そこでいろいろなことに挑戦することができるようになっていくのです。アタッチメントは、その言葉の元々の意味が「くっつく」ということで、どちらかというと、いつもべったり依存していることや、それこそ甘えていることを思わせがちなのですが、実のところ、それが可能にするのはむしろそれらとは逆の、子どもが一人でいられる力、積極的に探索し、自分で何かを成し遂げようとする力、すなわち「自立心」や「自律性」の発達なのです。

遊具：HOUSE

未来は、あそびの中に。

偉大なる発明も、世界を変えた公式も、
あそびから生まれた。
あそびは、すべての創造の源です。
あそぶ力を伸ばすことは、未来を切り拓くこと。
創造力をのばす。共感力をはぐくむ。ルールをまなぶ。
あそびから、こどもは無限の力を羽ばたかせていく。
あそびの環境に、あざやかな驚きを。
私たちは、未来をつくる仕事です。

JAKUETS

石川県からのおたより

「地域で育つ子どもたち」

子どもたちは社会の中で育つと言われてきましたが、近年は「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」が少なくなり、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中で、幼稚園が社会とどのようにつながっていくのかを考えると、地域の小学校や保育園との連携が重要な課題となっています。

当園では今年から、金沢市の「かなざわ幼児教育みちしるべ」活用推進事業に参加しています。目的は、①子どもの姿や幼児教育の取り組みを小学校と共有し相互理解を深めること②保護者と情報を共有し家庭と協同して子どもの育ちを支えることの２点です。これまで交流の機会が少なかった地域の保育園や小学校の見学、教育ウイークへの参観など、貴重な体験ができました。小学校での子どもたちの様子を知ることができたことは大きな喜びであり、普段見られない授業を体験できたことも有意義でした。

また、保育園との意見交換を通し、各施設が大切にする子どもの育ちについて理解を深めることができました。さらに、困りごとや悩みについて大学教授をアドバイザーに迎え、意見交換を行い、日々の保育の参考としています。今後も、園同士の学び合いを大切にし、互いの違いを知りながら成長を支え合える幼稚園を目指してまいります。

（（一社）石川県私立幼稚園協会・監事、金沢市・済美幼稚園／宮崎こずえ）

大分県からのおたより

「公開保育を活用した幼児教育の質向上」

大分県私立幼稚園連合会は 60 の加盟園で構成されており、そのうち 57 園が新制度園です。園児数は減少していますが、幼稚園として、未満児も含めた幼児教育の質向上が強く求められているところです。

こうしたなか、教育研究委員会として、教師研修大会や各種研修を充実させることはもちろんのこと、ECEQ® 公開保育の積極的な実施により、各園の幼児教育の質向上を図ってきました。

コロナ禍以降、なかなか公開保育を実施できていませんでしたが、各園に対し、コーディネーター養成講座への職員派遣や公開保育の実施について粘り強く働きかけてきました。

その結果、令和５年度には、県外のコーディネーターの力は借りながらも公開保育を再開することができました。公開保育を行うことにより、実施する園の意識やレベルが高まることはもちろんのこと、参加した教員の気づきや学びにもつながったところです。

今年は、会長の園で公開保育を行いましたが、これまで他県にお願いしていたコーディネーターも県内で確保することができるようになりました。また、市主催の幼保小連携に係る研修会を同時開催することにより、小学校・公立幼保の先生方にも、園の状況をじっくり見ていただきました。幼児期教育が、３つの柱や 10 の姿にどのようにつながっていくのか、理解を深めていただいたと考えています。

当連合会では、今後も ECEQ® の公開保育を活用し、加盟園のさらなる意識向上や教育の質向上を図っていきたいと思っています。

（大分県私立幼稚園連合会・教育研究委員長、大分市・ひまわり幼稚園／理事長　川原恒太郎）

編集後記

園に戻るたび、子どもたちの声に包まれるあの瞬間が、どれほど私たちの日常を支えているのかを思い知らされます。海外で歴史と文化の重層に触れ、バチカンでの公式訪問という貴重な経験をいただいたからこそ、現場に流れる“当たり前の尊さ”が、これまで以上に鮮やかに胸に響きました。

人と出会い、想いを交わし合うことで関係が動き、前に進んでいく。そんな日々の小さな営みこそが、幼児教育の根を深くし、子どもたちの未来へ静かに光を届けていくのだと感じます。制度や環境整備の課題は尽きませんが、その一つひとつを乗り越える力は、子どもと真摯に向き合う私たちの姿勢の中に確かに宿っています。

これからも、園での学びや気づきを全国の先生方と分かち合いながら、私立幼稚園が担う使命をさらに磨き、子どもたちの未来を温かく照らす灯りであり続けたい。そう願いを新たにしています。

（広報副委員長・千葉 伸也）

今後の主な会合予定

◎諸会議・大会等

【令和８年】

2月 18日（水）	常任理事会	東京・私学会館
2月 20日（金）	PTA 全国大会	東京・私学会館
3月 2日（月）	団体長会・理事会合同会議	東京・私学会館
4月 22日（水）	常任理事会	東京・私学会館
5月 11日（月）	団体長会・理事会合同会議	東京・私学会館
5月 27日（水）	定時総会	東京・私学会館

◎研修会等

【令和８年】

1月 27日（火）	全国教育研究担当者会議	東京・私学会館
2月 2日（月）	政令指定都市特別委員会研修会	東京・私学会館
2月 5日（木）	102 条園研修会	東京・私学会館
2月 16日（月）	認定こども園全国研修会	京都・ホテルグランヴィア京都
2月 17日（火）	認定こども園全国研修会	京都・ホテルグランヴィア京都
2月 24日（火）	後継者育成研修会	東京・私学会館

※会合の日程は変更になる場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

保育と子どものおもしろさを伝え、ワクワクを広げる

みんなでつくる園の未来！

保育ナビ

保育の楽しさ・魅力を実践事例で紹介！

国の動きを伝え、持続可能な園づくりをサポート

こども・子育て政策が大きく動く今、持続可能な園づくりの役に立つ、「国の動き」「人材育成」「園経営」「保育内容」「子どもの姿ベースの指導計画」「園の多機能化」など必須の情報をお届けします。

B5判　64ページ　定価 1,200円（本体 1,091円＋税 10%）

本社：〒113-8611 東京都文京区本駒込 6-14-9　https://www.froebel-kan.co.jp
ご注文・定期購読のお申し込みは 03-5395-6608 保育事業部 営業支援チームまで

キンダーブックの フレーベル館